

イリジウム衛星通信サービス契約約款

rev. 1.2

2022 年 6 月 17 日

株式会社キュービック・アイ

〒153-0061 東京都目黒区中目黒1-3-8 渡辺ビル10F

改訂履歴

rev.1.1 以前省略

rev.1.2 2022 年 6 月 17 日

第 16 条の 2 を追加

目次

第1章	総則	4
第1条	(約款の適用)	4
第2条	(約款の変更等)	4
第2章	使用契約	4
第3条	(契約の単位)	4
第4条	(使用申込の方法)	4
第5条	(使用申込の承諾等)	4
第6条	(運用開始日の通知)	4
第7条	(使用契約者の氏名等の変更)	5
第8条	(使用契約に基づく権利の譲渡)	5
第9条	(使用契約者の地位の承継)	5
第10条	(使用契約者が行う使用契約の解除)	5
第11条	(破産等による使用契約の解除)	5
第12条	(当社が行う使用契約の解除)	5
第13条	(使用契約者の義務)	6
第14条	(利用中止等)	6
第15条	(利用停止)	6
第3章	料金等	7
第16条	(料金)	7
第17条	(通信料の支払義務)	7
第18条	(割増金)	7
第19条	(延滞利息)	7
第4章	雑則	7
第20条	(外国関係主管庁等の許可の取得)	7
第21条	(責任の制限)	7
第22条	(合意管轄裁判所)	8
第23条	(使用契約者に係る情報の利用)	8
第24条	(保護区域)	8

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社キュービック・アイ(以下、「当社」といいます。)は、このイリジウム衛星通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりイリジウム衛星通信サービス(当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。)を提供します。

第2条 (約款の変更等)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第2章 使用契約

第3条 (契約の単位)

当社は、1の端末設備ごとに1の使用契約を締結します。この場合、契約者は、1の使用契約につき1人に限ります。

第4条 (使用申込の方法)

使用契約の申込みをするときは、当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、使用契約の申込みをする者は、当社が求めるときには、申込書の記載内容を確認するための書類を提示しなければなりません。

第5条 (使用申込の承諾等)

当社は、受け付けた順序に従って使用契約申込を承諾し、これをもって申込者と当社との間でサービスの利用についての契約が締結されます。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、使用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 使用申込者が、サービスに係る料金等の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。
 - (3) 使用申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - (4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6条 (運用開始日の通知)

当社は、使用申込を承諾したときには、速やかに書面または電子メールにより、当社とサービスの使用契約を締結した方(以下「使用契約者」といいます。)に運用開始日を通知します。

- 2 使用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、端末設備を使用することはできません。

第7条 (使用契約者の氏名等の変更)

使用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先に変更があったときは、速やかに当社に通知しなければなりません。

第8条 (使用契約に基づく権利の譲渡)

使用契約に基づいて当社からサービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡することはできません。

第9条 (使用契約者の地位の承継)

使用契約者について相続又は法人の合併若しくは分割(以下「相続等」といいます)があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人(以下「相続人等」といいます)は、使用契約者の地位を承継します。

- 2 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、速やかに相続等があったことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。
- 3 第1項の場合において、相続人等が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。
- 4 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

第10条 (使用契約者が行う使用契約の解除)

使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、当社所定の書面により当社に通知してください。

第11条 (破産等による使用契約の解除)

当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

第12条 (当社が行う使用契約の解除)

当社は、当社または当社が提携する通信事業者がサービスの提供を終了するとき、使用契約者との使用契約を解除します。

- 2 当社は、使用契約者が第15条(利用停止)第1項各号の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がなお利用停止の原因を解消しない場合は、その使用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、使用契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することがあります。
- 4 当社は前3項の規定によるほか、通信衛星の障害等によりサービスの提供ができなくなったときは、使用契

約を解除することがあります。

- 5 当社は、前4項の規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

第13条 (使用契約者の義務)

使用契約者は、次のことを遵守する義務を負います。

- (1) サービスに関する日本及び外国の法令等を遵守すること。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
 - (3) 故意に通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと
 - (4) サービスを利用して、犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為をしないこと。
- 2 使用契約者は、前項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負う義務を負います。

第14条 (利用中止等)

当社は、次の場合には、サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 天災、事変その他の非常事態の発生又は電気通信設備の障害その他の事由により、通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 (利用停止)

当社は、使用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内の期間(本サービスの料金等を支払わない場合にあつては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過してもサービスの料金等の債務を支払わないとき。
 - (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 契約者の氏名等の変更に関して、第 7 条(使用契約者の氏名等の変更)の規定に違反したとき及びその規定により通知した内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 第 13 条(使用契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 前各号のほか、サービスに関する当社の業務の遂行又は当社又は当社が提携する通信事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。
ただし、前項第4号又は第5号により利用停止を行うときであつて、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 料金等

第16条 （料金）

当社が定めるサービスの料金は、料金表に定めるところによります。使用契約者は、請求書に指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、その料金を支払わなければなりません。

- 2 料金計算の際の日付時刻は、協定世界時(UTC:日本標準時間より 9 時間遅れ)を基準とします。1 日の開始は協定世界時の 0 時であり、月の開始は暦日 1 日の協定世界時 0 時です。

第17条 （通信料の支払義務）

使用契約者は、当社が測定した情報量、通話時間又は通信回数と、料金表の規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

- 3 使用契約者は、その通信端末を使用して使用契約者以外の方が行った通信についても、当社に対し支払いの責任を負います。

第18条 （割増金）

使用契約者は、サービスに関する料金を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払わなければなりません。

第19条 （延滞利息）

使用契約者は、サービスの料金及び割増金について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第4章 雑則

第20条 （外国関係主管庁等の許可の取得）

使用契約者は、サービスに使用する通信端末を本邦外で使用するときには、事前に同端末の持ち込みおよび使用を希望する対象国の電気通信関係主管庁その他の関係主管庁等から、当該国内への同端末の持ち込みおよび当該国内での同端末の使用のための許可を取得しなければなりません。

第21条 （責任の制限）

使用契約者がサービスの利用により被った事故または損害等については、当社は、その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、使用契約者はこれをあらかじめ了承するものとします。

第22条 （合意管轄裁判所）

契約者と当社との間でこの約款に関連して紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

第23条 （使用契約者に係る情報の利用）

当社は、使用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

業務の遂行上必要な範囲での利用には、使用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第24条 （保護区域）

当社は、米国イリジウム社と宇宙航空研究開発機構臼田宇宙空間観測所との合意に基づき、次の地域を保護区域に指定します。

保護区域： 宇宙航空研究開発機構臼田宇宙空間観測所

(東経 138 度 21 分 46 秒、北緯 36 度 07 分 57 秒)を中心とした半径 32 km の円の内側

- 2 前項に指定する保護区域内では、次に掲げる各号の場合を除き、通信端末を使用しないでください。
 - (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他住民に被害をもたらす自然現象が生じた場合
『自然災害時』において使用する場合。
 - (2) 『人名に関わる緊急事態、またはその他の緊急』のため使用する場合
 - (3) 防災のために電波天文台から特に指定された特定の期間内において、防災訓練のために使用する場合。
- 3 使用契約者は、前項(2)の場合に保護区域内で通信端末を使用したときには、次の観測所の連絡先に、事後にその日時・場所を通知しなければなりません。

観測所の連絡先： Lband-report@ml.jaxa.jp